

不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には非常に希ですが、正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとする者がいます。P.1～2のフローチャートにおいては、それらの者を不審者と呼びます。

学校では、子どもを犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。

なお、凶器を持ち暴力行為を働いた場合や働く恐れがある場合には、迅速に対応2（P.7）、対応3（P.8）に移ります。

1. 不審者かどうかを見分けるポイントの例

(1) 受付を通っているかチェックする。

- ・来校者のリボン、名札等をしているか。
- ・受付を無視したり、不審な言動をしていないか。

(2) 声をかけて、用件をたずねる。

- ・用件が答えられるか。また、正当なものか。
- ・保護者なら、子どもの学年・組・氏名が答えられるか。
- ・教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。



(3) 順路を外れていたり、不自然な場所に立ち入っていないか。

(4) 凶器や不審な物を持っていないか。

(5) 不自然な行動や暴力的な態度はみられないか。

2. 用件が明らかで正当な場合は、受付に案内する。

- ・受付をし、名札やリボン等をつけてもらう。
- ・用件のある場所に案内する。



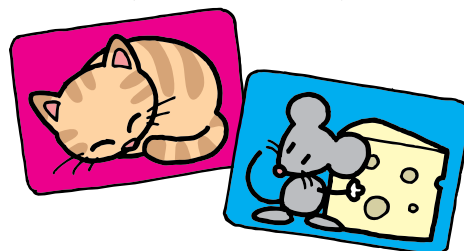
退去を求める

不審者かどうかのチェックをし、正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届ける必要があります。また、退去しない場合、再び侵入しそうになった場合には、速やかに、持ち物や暴力的な言動の有無を確かめるなど次のチェックに移ります。

1. 不審者侵入時の教職員の役割分担 (P.29 参照) に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。

その際、不審者に知られないようなサインや暗号などを決めて知らせたり、ヘルプカードなどを活用したりする。

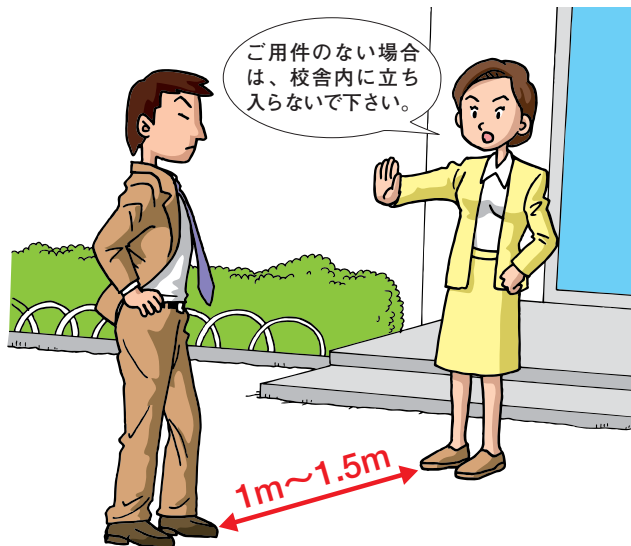
(ヘルプカード)



*直接、「助けて」などとは書けないので、校章や風景、動植物などを適宜印刷しておき、このカードが届いたときには緊急事態発生と理解し、現場に急行できるようにあらかじめ共通理解しておく。

2. 言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。

*相手に対応するときは、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。



3. 次のような場合は、不審者として、「110番」通報する。

- (1) 受付を無視し、無理に立ち入ろうとする。
- (2) 退去の説得に応じようとしない。
- (3) 暴力的な言動をする。

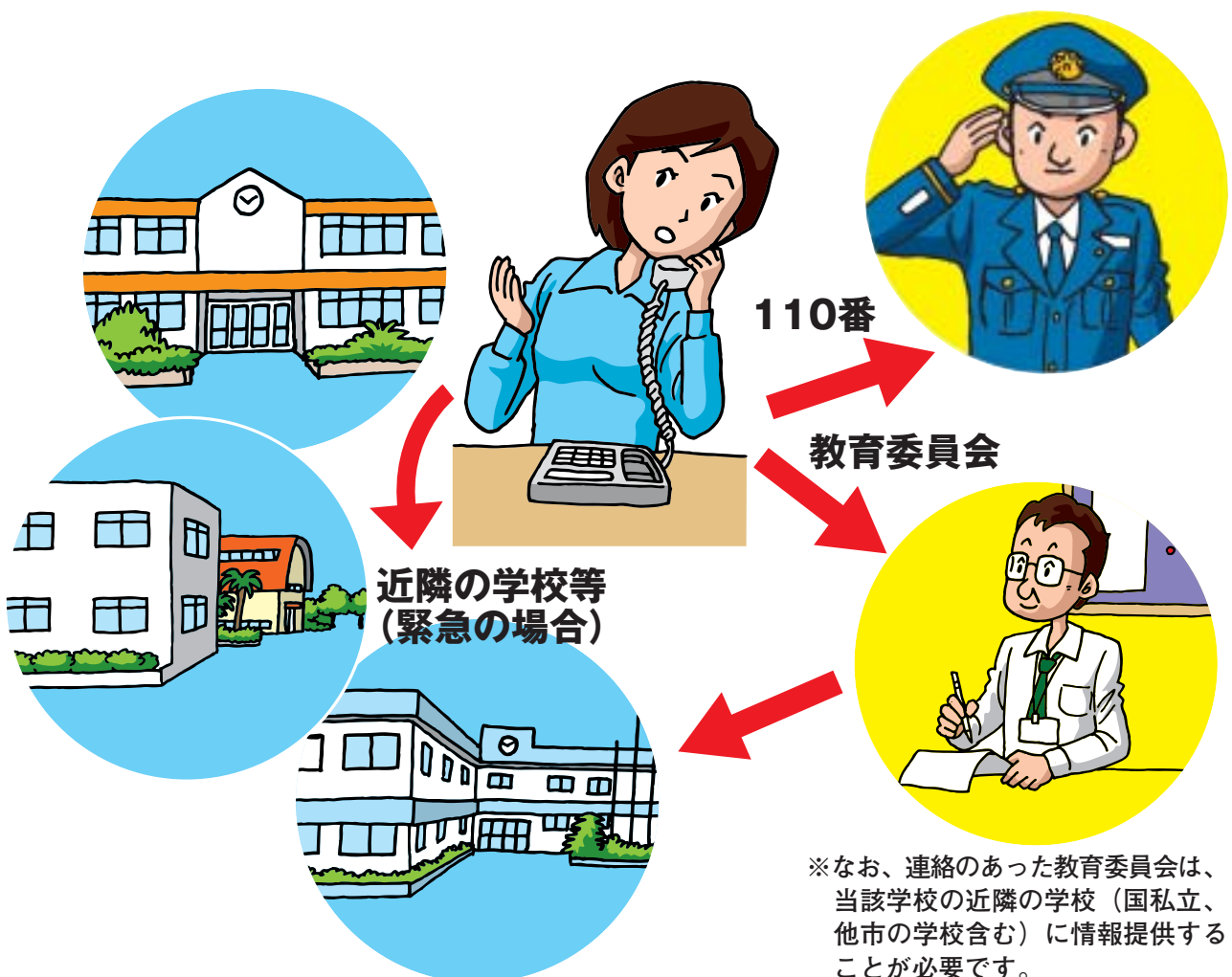


4. 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けて門を閉める。



5. 再度侵入したり、学校周辺に居つづける可能性があるため、しばらくの間、対応した教職員は、その場に残って様子を見る。

6. 警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。



危害を加える恐れはないか

退去を求めても応じない場合には、子どもに危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する必要があります。

凶器や不自然な持ち物を持っているか、また、その恐れがあるか、暴力的な言動があるかどうかなどから、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内し、他の教職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行います。

危害を加える恐れがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求めます。退去に応じない場合、あるいは、退去に一旦は応じて、再び侵入した場合には、危害を加える恐れがあると判断した場合と同様の対応を迅速に行う必要があります。このため、退去に応じた場合でも、その者が再び侵入しないか見届ける必要があります。

1. 所持品に注意する。



- (1) 凶器を所持していたら、直ちに「110番」通報する。
- (2) 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待つ。
- (3) 凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

2. 言動に注意する。

- (1) 暴力を行使しようとする。
- (2) 制止を聞かず、興奮状態である。
- (3) 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っている。



※このような場合の役割分担（P.29参照）や協力の仕方について、あらかじめ相談し、訓練しておく。

隔離・通報する

子どもに危害が及ぶ恐れがあるという事態では、大切な子どもの生命や安全を守るために、極めて迅速な対応が必要です。まず、丁寧かつ冷静に対応し、相手の心を落ち着かせるよう努力し、別室に案内し隔離、同時に「110番」への通報や教職員への緊急連絡、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。特に、暴力的な言動がある場合は、教職員自身の安全のため適当な距離をとるなどに留意しながら、暴力の抑止に努めることが必要です。

隔離ができない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに、他の教職員と協力し、組織的かつ迅速に子どもの安全を守るための具体的な対応に移り、また、必要に応じて、近隣の方々や保護者等の協力を得ます。

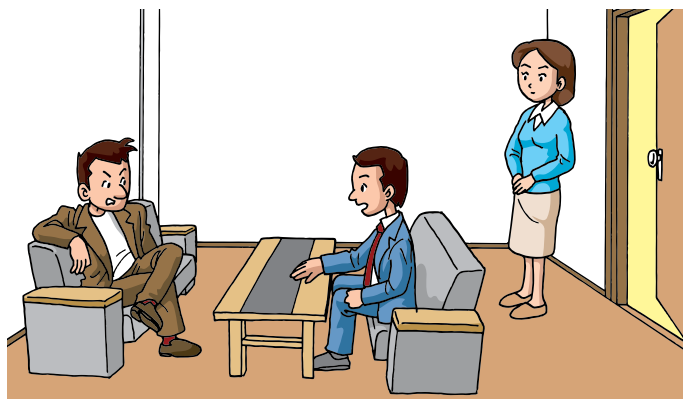
1. 別室に案内し、隔離する。

凶器を持っていない場合は、内部に入らず応接室などあらかじめ決めておいた場所に案内し、隔離する。

その際、学校の出入口近くにあり、可能であれば、出入口が1か所で、強固な扉の部屋を決めておく。

不審者は、先に奥へ案内し、対応者は身を守るために後から入口近くに位置し、直ぐに避難できるように入口の扉は、開放しておく。

他の教職員の支援や警察への通報が必要な時のサインを決めておく。



2. 暴力行為抑止と退去の説得をする。

- ・複数の教職員で対応する。
- ・言動に注意し、間合いをとりながら説得する。

3. 「110番」に通報するとともに、教職員に周知する。

- ・校内緊急通話システム等があれば、活用する。
- ・校内放送等で教職員に周知する。

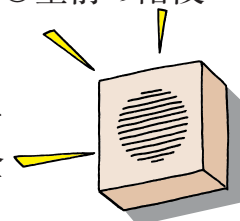
あらかじめ決めておいた文例を用いて、不審者に気付かれず、子どもがパニックに陥らないように工夫する。

<避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は、〇〇室前のろうかではなく、〇〇室前の階段を使用してください。」

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇係の先生は、〇〇へ集まってください。」



<『110番』通報の要領>

- 局番なしの「110」をダイヤル(携帯電話・PHSも同じ)
- 落ちついて、例えば
「△△小学校です。男(女)が侵入して暴れています。子どもがけがをしました。直ぐに来てください。」
- その後は、質問に答える形で
・通報者氏名、場所(校外の場合)、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- * 「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。



4. 教育委員会に緊急連絡し、支援を要請する。

子どもの安全を守る

隔離できず、校地や校舎の中で暴力行為を働き、抑止できない場合には、身近にある用具などを用いて適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止します。また、全校に周知して、子どもに被害が発生したり、被害が拡大しないようにする必要があります。さらに、避難が必要な場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、子どもの安全を守ります。

突然、不審者が侵入してきた場合などは、「対応 3」から始めます。

1. 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

子どもから注意をそらさせ、不審者を子どもに近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つことが防御の目的である。

- (1) 応援を求める。
- (2) 不審者との距離をとり、移動を阻止する。

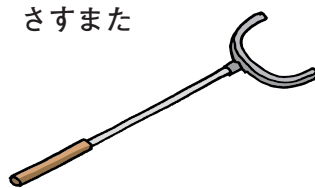
例) ・大声を出す。

- ・警報装置や通報機器等で知らせる。
- ・防犯ブザーで知らせる。
- ・校内放送で知らせる。

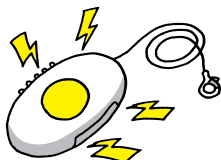
・防御に利用できる物の例

さすまた

催涙スプレー



防犯ブザー

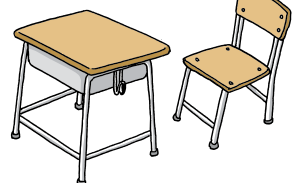
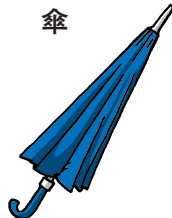


※近くにあるものを何でも活用する

傘

消火器

机、イスなど



2. 子どもを掌握し、安全を守る。

- (1) 授業中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。

学校規模等により、他の役割に移行する場合は、近くの教職員に掌握・誘導等を依頼する。

- (2) 授業以外の場合は、あらかじめ分担した者が担当場所で掌握し、安全を守る（近隣の協力も）。
- (3) 教職員または全校に緊急連絡する。
- (4) 担当者は、校内外の巡視をする。

3. 避難の誘導をする。

- (1) 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や移動することにより、不審者と遭遇する恐れがある場合は、子どもを教室等で待機させる。（但、すぐに避難できるような体制を整えておく。）
- (2) 教室等への侵入の恐れがある場合には、子どもと不審者の間に教職員が入り、両者を引き離し、子どもを職員室など大人の居る場所に避難させる。
- (3) 避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも子どもが避難できるよう訓練しておく。

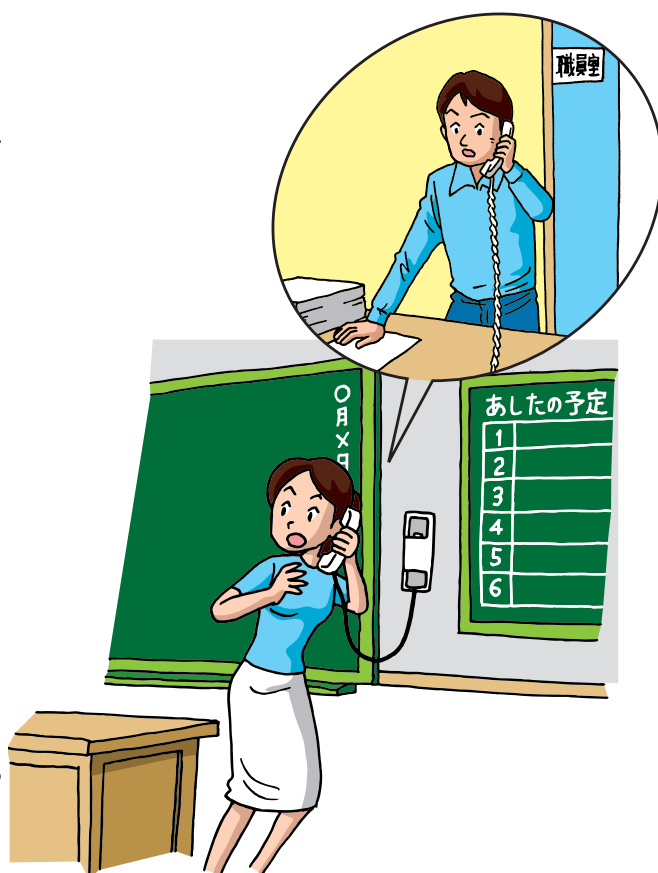


負傷者がいるか

不審者が暴力行為を働いた場合は、子どもや教職員が負傷することが考えられます。それは、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生する恐れがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要があります。

1. 負傷者がいるかどうか把握する。

- (1) 授業中は、授業担当者が把握して報告する。
 - ・校内緊急通話システム等で連絡する。
- (2) 休憩時間や放課後などは、子どもの状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
 - ・校内緊急通話システム等で連絡する。
- (3) 学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。
 - ・あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておく、緊急時には電話による確認を行う。
 - ・あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえるようネットワークづくりをする。
 - ・担当者が学校周辺を回って情報収集する。
 - ・保護者等の協力を得ることも考える。
- (4) 全員を集合させ、けがをしていないか把握する。
 - ・校舎内外を担当者が巡視する。
 - ・学校周辺を担当者が巡視する。



<負傷者名簿例>

学年	氏名	性別	負傷部位

2. 情報を集約する。

- (1) 職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておく。
 - ・通信方法は複数確保する。
- (2) 安否確認の総括責任者を決めておき、確認を進める。

3. 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請など対応4（P.10～11）に移る。

応急手当などをする

子どもや教職員に負傷者が出た場合には、迅速に「119番」に通報し、救急車を要請する必要があります。それと同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。

そのためには、学校医や警察、消防署、日本赤十字社などの協力を得て、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努めることが必要です。

また、全体の子どもたちの心を落ちつかせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる子どもには、養護教諭を中心に、心のケアに着手します。

1. 負傷者がいたら、まず容態を観察し、同時に応援を依頼する。

1. 周囲の安全の確保

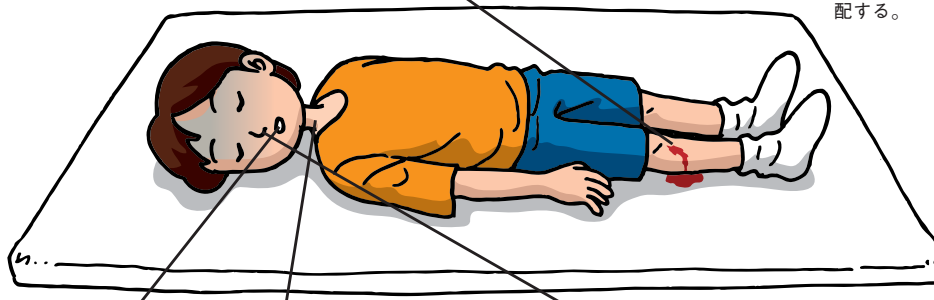
倒れている場所が安全かどうか確認する。
危険な場所ならば安全な場所に移動する。

2. 出血の観察

出血があったらすぐ止血する。

3. 救急車・AEDの要請

まず、反応の有無を確認し、近くの人に協力を求め、救急車とAEDを手配する。



4. 口の中の異物の除去など

口の中に何かつまっていたら取り除く。
血液やだ液はふきとる。

5. 気道の確保

反応がないときは呼吸がしやすいよう気道(空気の通り道)を確保する。

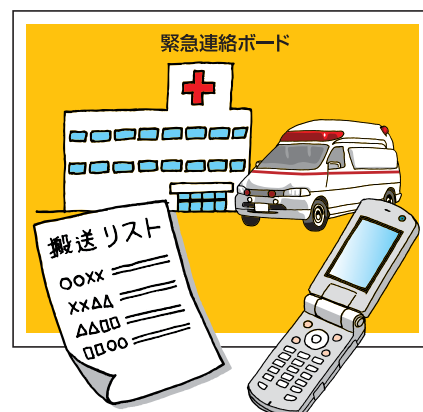
6. 呼吸の観察

呼吸が止まっていたら、すぐ心肺蘇生を行う。

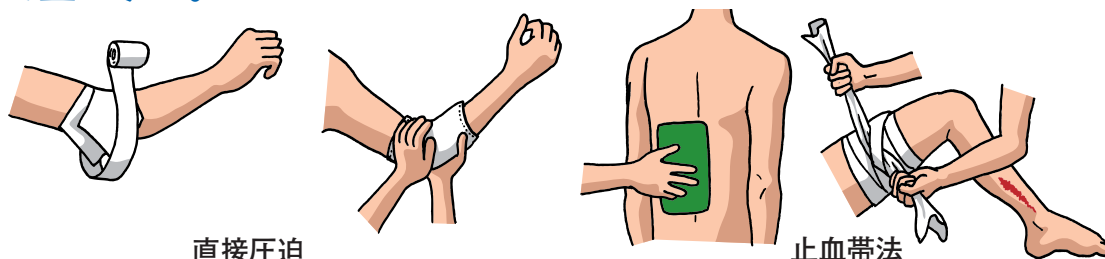
2. 応急手当に着手するとともに、他の者に依頼し「119番」通報する。

*既に「119番」している場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので再度通報する。

- ・搬送車、搬送先を記録し、保護者に連絡する。
- ・担当者を決め、情報を整理し、必要に応じて活用する。
- ・保護者等への複数の連絡手段を確保する。
- ・PTA役員等の協力を得ることも検討する。



3. 大出血している場合は、心肺蘇生を行う前に、圧迫したり、負傷部位より心臓に近い所を縛ったりして止血する。



4. 反応がなく、正常な呼吸をしていない場合は、心肺蘇生を実施する。

(「救急蘇生法の指針～市民用～(改訂3版)」を参考に作成)

(1) 反応を確認する

もし、呼びかけに対し、反応(開眼、応答など)がなければ、大きな声で「だれか来て!」と救助を求め、「119番」通報とAEDの手配を依頼する。誰も来ない場合は、心肺蘇生を始めるよりも、まず「119番」通報とAEDの手配を優先する。(負傷者が1～8歳未満の場合は、心肺蘇生(5)を2分間実施してから、通報等を行う。)



(2) 気道を確保する

負傷者を仰向けに寝かせ、負傷者の顔を横から見る位置に座る。片手で負傷者の額を押さえながら、もう一方の手の指先を負傷者のあごの先端に当て、持ち上げる。

頭部後屈あご先挙上法



(3) 呼吸を観察する

負傷者の気道を確保したら、その姿勢を維持したまま、傷病者の胸の動きを見る。この時、姿勢を低くして、顔を負傷者の口元に近づけると胸の動きも見やすくなるし、頬で息を感じ、耳で息の音を聞くこともできる。こうして、正常な呼吸があるかどうかを、「見て、聴いて、感じて」調べる。5～10秒間観察してみて、負傷者の胸の動きが見られず、息を聴くことも感じることもできなければ、負傷者は正常な呼吸をしていない。約10秒間観察しても呼吸の状態がよく分からない場合は、正常な呼吸はないものと判断する。

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これも正常な呼吸ではない。呼吸をしていない、あるいは、死戦期呼吸があるなど正常な呼吸をしていない場合には、「心肺停止」と判断し、心肺蘇生を開始する。

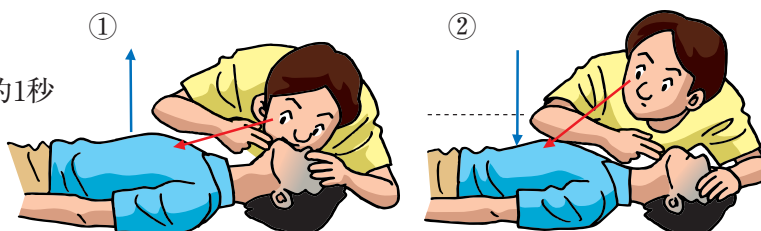


(4) 人工呼吸(口対口)を2回行う

胸が上がるのが見て分かる程度の量の息を約1秒間かけて2回吹き込む。

①息を2回吹き込む

②吹き込んだ息が自然に出るのを待つ



(5) 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ(心肺蘇生)を続ける

(4)による2回の人工呼吸が終わったら、胸骨圧迫を30回連続で、1分間に100回のテンポで行う。(胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせを救急隊等が到着するまで絶え間なく行う。)

○胸骨圧迫 人工呼吸
30 : 2
胸の真ん中を両手で圧迫する



○胸骨圧迫の深度は4～5cm程度
(負傷者が1～8歳未満の場合は、胸の厚みの1/3)

(6) AEDの使用

AEDが到着した場合は、すぐにAEDの電源を入れ、音声メッセージに従って操作する。

*電極パッドを肌に直接貼り付けると、AEDが心電図の解析を自動的に開始し、電気ショックが必要な場合には充電が開始される。充電が完了したら、音声メッセージに従い、対象者に触れないよう注意しながらショックボタンを押し電気ショックを行う。

5. 心のケアに着手する (P.35参照)。

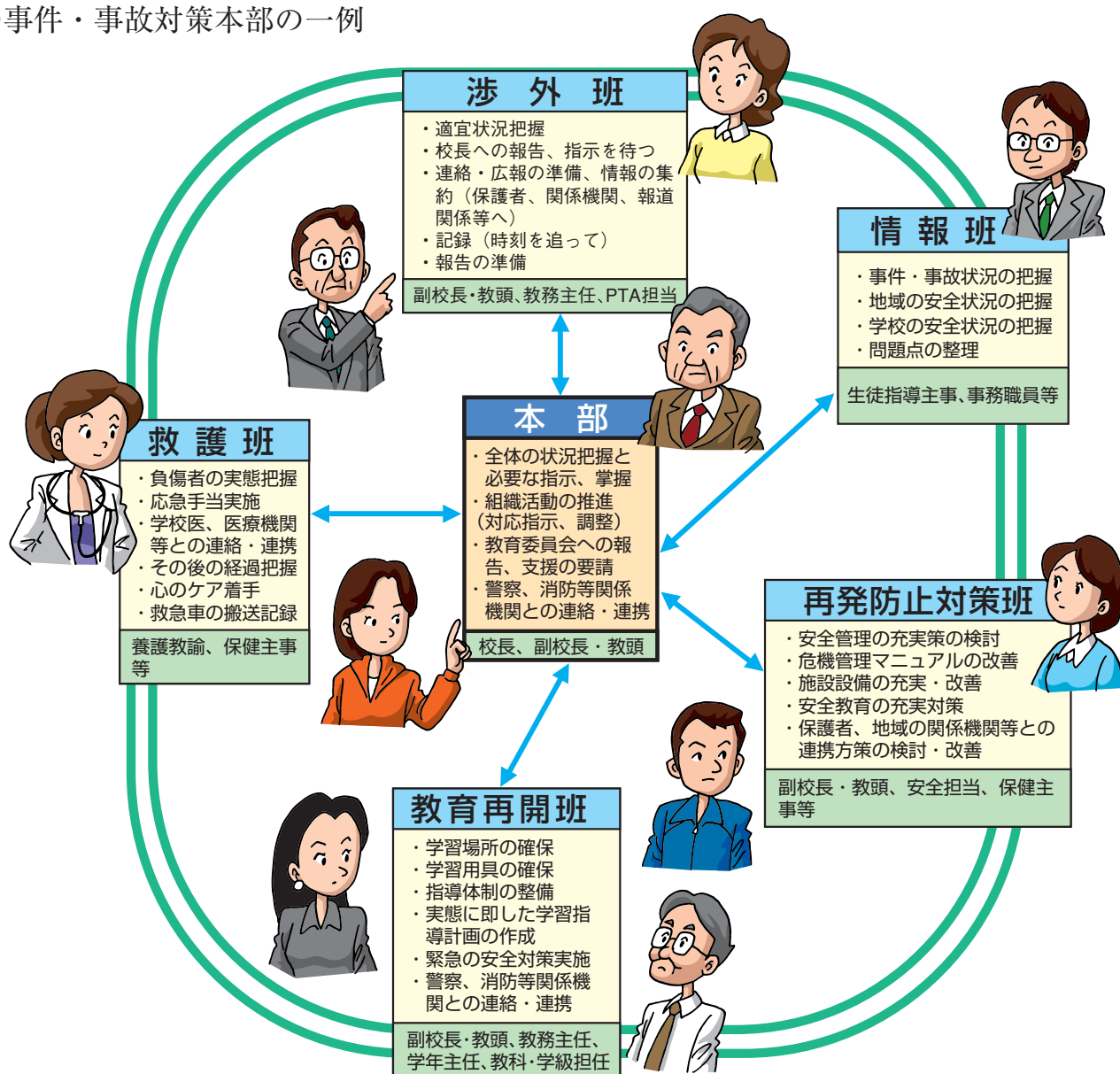
事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、子どもや教職員が死傷する事件・事故があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事件・事故対策本部を設置し、事件・事故発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

1. 事件・事故対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

○事件・事故対策本部の一例



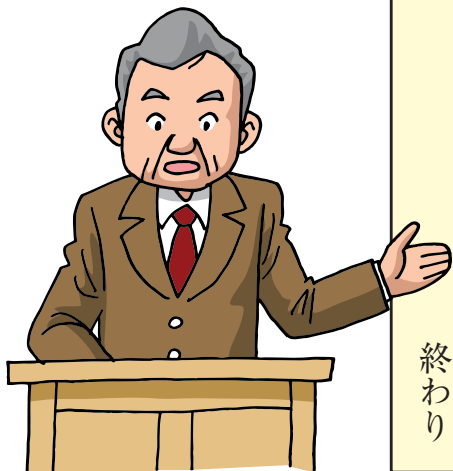
*一部の教職員が不在でも機能するように、複数で担当するなどの工夫をする。

2. 情報を収集し、事件・事故の概要等について把握・整理し、提供する。

- (1) 情報の混乱を避けるため、窓口を一本化する（校長、副校長・教頭等）。
- (2) 事件・事故の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを整理しておく。

3. できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。

- (1) 被害にあった子どもの保護者には、できるだけ速やかに連絡し、学校または病院等に急行してもらう。その場合、PTAの役員等に協力を要請することも検討する。
＊緊急の際の連絡方法を確認しておく。
- (2) 報道機関等へは、情報を整理し、適宜提供する。
- (3) 事件・事故の深刻さ等を勘案し、保護者説明会等の開催や学校だよりなどの広報の発行を行う。



説明会の次第・内容等の一例

司会・進行（教務主任）

一、学校長全体説明（校長）

一、説明（副校長・教頭）

（一）事件・事故の概要

- ・ 発生日時、場所
- ・ 加害者、被害者
- ・ 人数、被害の程度

（二）被害者への対応

- ・ 応急手当、救急車
- ・ 家庭訪問

（三）今後の対応

- ・ 見舞い、心のケア
- ・ 安全対策、休校措置

（四）関係機関との連携

- ・ 協力依頼
- ・ 防犯パトロール
- ・ 不審者の情報提供

一、質疑応答

終わり

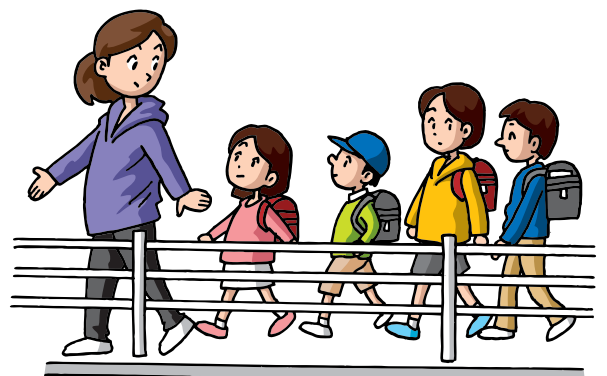
4. 教育委員会は、学校を積極的に支援する。

- (1) 学校に緊急の事態が生じ、保護者や地域住民に対する説明、関係機関との連絡調整、報道機関への対応等が必要な場合には、教育委員会が直接対応するなどの支援を行うとともに、学校に教育委員会の職員を派遣する等の方法により学校を積極的に支援するよう努める。
- (2) 事件・事故後の補償問題や、子どもの安全管理、保健衛生、施設管理など専門的な知識に基づく対応が必要な事項に関して、学校を支援する体制の整備に努める。

5. 事件・事故後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。

学校の電話は、問い合わせが殺到し使用できなくなることが予想される。そのため、普通電話だけでなく、メール、携帯電話、有線放送などを活用したり、「子ども110番の家」や地域の防犯連絡所、警察・交番等の電話を借りることなども検討しておく必要がある。

6. 事件後、安全が確保された場合でも、子どもが不安や恐怖心を抱いている時には、教職員やボランティア等の引率による集団登下校を行い、途中で保護者に引き渡したり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど、配慮が必要である。



7. 教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策を実施する。

事件・事故の発生状況や対応の経過などを把握し、これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

応急手当と心のケアに 対する体制等の見直し

- ・教職員の研修の充実
- ・緊急連絡や対応のための体制等の改善
- ・関係機関、スクールカウンセラー、学校医等との連携体制の改善

緊急時に備えた 校内体制の再構築

- ・危機管理マニュアルの改善
- ・組織（役割分担）の見直し

緊急安全点検の実施に よる問題点の整理と環 境等の改善

- ・死角になる場所の有無の確認
- ・防犯上不適切な箇所改善
- ・安全点検の体制、方法等の改善

安全教育の内容・ 指導体制等の見直し

- ・指導内容、時期等の再検討
- ・実施の機会、指導体制等の再検討

保護者、地域住民、ボ ランティア等との連携 方策等の改善

- ・説明会の実施
- ・今後の連携方策等の検討
- ・協力の要請

来校者への対応など 不審者の侵入防止策 の改善と共通理解

- ・案内板の改善
- ・施錠など、出入口の適切な管理の徹底
- ・受付の設置と名札着用の徹底
- ・防犯設備等の使用方法の確認
- ・臨時の防犯訓練の実施



8. 報告書を作成する。

事故報告書は、学校管理規則等に基づいて作成し、教育委員会に報告する。それらは、類似の事件・事故の発生防止等に役立つ。

9. 災害共済給付等の請求をする。

学校の管理下での事件・事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定により災害共済給付が行われる。所定の様式で作成し、必要な証明書等を添付して請求する。